

平成27年度第3回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日 時：平成27年8月25日（火）

午後2時～午後4時20分

場 所：大和市保健福祉センター

5階501会議室

欠席者：小笠原委員、鳴海委員、

野坂委員

傍聴者：なし

1 開会

事務局：

- ・新任委員の紹介（1名）

2 会長あいさつ

本日はお忙しいところ、また、暑いなかお集まりいただきありがとうございます。本日は、次世代育成支援行動計画について事務局での1次評価に合わせ、委員の皆様からご提出いただいた2次評価、総合評価について時間をかけて審議したいと思います。闊達なご意見をよろしくお願ひいたします。

事務局：本日の委員の出欠の状況ですが、3名の欠席で17名のうち14名の出席となっており、委員の半数を超えておりますので、本日の会議は成立します。

また、本日は傍聴の申し込みはありませんでした。

3 議事

(1) 次世代育成支援行動計画（平成26年度分）の評価について

会長：次世代育成支援行動計画（平成26年度分）の評価について説明をお願いします。

事務局：次世代育成支援行動計画（平成26年度分）の評価について、資料1-1及び1-2により説明

会長：ただいまの説明について、個別目標の評価結果ページごとにご意見をお伺いしたいと思います。まず「(1)-①子育て支援ネットワークと情報提供の充実」と「(1)-②子育て家庭への経済的支援」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

- 委員 : 市民が情報を知らないことが多い。教育・保育施設の見学に来られると1から説明する。タウン誌などに比べると市の提供する情報は言葉が難しいため、より分かりやすくなるよう工夫が必要ではないか。1～2歳児や保育園に通っている幼児の保護者が広報を見ない、あるいは理解できないなどにより情報を持っていないことが多いと感じている。改善への努力を期待する。
- 委員 : 全体の評価で、1次評価と比較し2次評価の評価点が高いが、評価の差が生まれる理由をどのように分析されているか。また、1項目だけ評価が逆転しているものもある。評価の観点に違いがあるのか、また、共通の認識がないのかどうかなど、個々の評価の前に、この評価の妥当性をどのようにとらえているのか伺いたい。
- 事務局 : 1次評価と2次評価で評価の手法に違いがあります。1次評価では4段階・2次評価では3段階の評価点となっており、「概ね現状維持」と評価する場合、1次評価では「C」となり1点、2次評価では「△」で3点となります。制度設計のなかで想定されたことでもありますが、2次評価の方が高くなる要因となっております。しかし、今回で評価も5年目となり、ここで評価方法を変えてしまうと、これまでの評価との整合性が取れなくなってしまうため、これまでの手法と合わせて評価を行いたいと思います。
- なお、新たに行うこととなる「子ども・子育て支援事業計画」につきましては、その点の整合をとって進めたいと考えております。
- 委員 : 理由については了解したが、ホームページで結果を公開するに当たっては、評価に差が生じる理由の説明も記載すべきと考える。
- 事務局 : 評価の仕様につきましても、ホームページに記載したいと思います。
- 会長 : (1)－③「多様な保育サービスの充実」と(1)－④「仕事と子育ての両立の支援」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : 「仕事と子育ての両立の支援」について、2次評価と総合点において「企業への啓発活動」とあるが、景気が好転してきているとはいえ、依然として厳しい経営状況におかれた企業は多いとされている。企業、特に中小企業では、啓発だけで休暇を取るなどの行動に移すことは困難であり、個別の企業訪問や大和市が率先して事業展開するなどの工夫が必要と考える。
- 事務局 : 後期計画の中では啓発事業が中心となって、講演会などのご案内はしてきたものの、直接の企業訪問は進まなかった。今後は、男女協働参画課、こども部、これに企業を所管する産業活性課が連携し、啓発も含めて実施可能な対策について検討を進めたいと思います。
- 代理 : 「多様な保育サービスの充実」について、先般、保育園の園長会議の場で、昨年度とは比較にならないほど多くの施設が事業を開始していることが分かり、量的な充実を実感した。その一方で、人財の確保や質の担保が

課題であると感じた。これまで継続して運営してこられた施設は別としても、小規模や新たに参入した施設でのマネジメントの相談・指導をどこが行うのか、先行する施設の経営者が行うことも有効であろうし市や県が行うのかなど、施設運営のマネジメントが課題であると思う。

事務局 : 本年4月にこども部の組織改正を行い、ほいく課ができました。そのなかで、旧保育家庭課の保育担当が1担当で行っていた業務を、保育指導担当と認定入所担当の2担当に充実しました。保育指導担当では新制度における給付を行う施設への事業者指導ということで、保育の質の担保や運営水準の保持について専任の事務職と保育士が当たるよう整備したものです。施設の認可権者は県なので県と連携し現地視察・指導を行っているところであり、そのなかで必要に応じ市が保育の質の担保を図ることで新制度に望んでいきたいと考えております。

代理 : 介護保険事業の例から考えると、県の実地指導は相当のプレッシャーがかかる。運営に関するマネジメントの相談とは、その指導の前段階での相談であり、相談体制の充実が重要と考える。

事務局 : 施設の運営に関する基準等の説明・指導につきましては、県の認可を受けるまでは市の窓口で取りまとめて行っております。また、体制整備などは市を介して情報提供しながら県と一緒に進めます。現在も小規模保育施設など希望や照会のある事業所等に対して、必要となる条件など相談を受けて進めております。また、市の立場としても、給付を受ける施設の給付管理などを行うことから県の指導を受ける側になりますので、県の指導にあたらないう、職員配置等の運営に関する基準については事前に市が状況を把握する必要があります。その点においても市と事業者が連携を取って整備を進めるものです。

事務局 : 保育の質をどのように担保するかは、担当課としても課題と感じているところです。現在、認可と公立の保育所で合同の園長会議を開催しており、保育の質に関する議題も取り上げられます。しかし、ここへ来て、園の数が急激に増え、30園以上が一堂に会した場合に細部の議論が難しい状況となることから、問題意識をもって会議の進め方を検討しているところです。また、一堂に会する場も必要ですが、日ごろお付き合いする中での情報交換や保育の質を向上させる仕組みづくりの必要性も感じているところでございます。

委員 : 今後検討されるであろう家庭的保育や小規模等、預ける側としては「小規模だからこそ不安」という面がある。過去に報道されたベビーシッター等の事件などを考えたときに利用者側がどこを相談窓口とするか、事業者と相談しづらい、或いは、相談できない内容もあると思う。

事務局 : 4月から新制度として、新たに地域型保育事業である家庭的保育や小規模保育が開始された。そこでの質を担保する方法を市で検討している。今までは認可保育所の方々に保育をお願いしてきたが、認可保育所以外にも

新たな形として地域型保育事業所や幼稚園の方々を含め新たな担い手がいらっしやるという状況を踏まえて市として考えていきたい。

委員 : 子どもが認可保育所から他の認可保育所に異動した。そこで感じたことは、同じ「認可保育所」でもサービスの内容が違うことである。認可なので受けるサービスは平等であってほしいという意見が保護者の間であった。サービスを提供する側の意見だけでなく、アンケートや座談会などを通して利用する側の意見を聞く場が必要と思う。

制度が変わり認可へ移行する施設もあり、施設の評判もまちまちであると聞こえている。卒園してしまえば意見として言うこともなくなってしまうので、平等なサービスが受けられるよう利用者側の意見も吸い上げてほしい。

事務局 : 認可外から認可への移行に当たっては県の認可基準を満たす必要があり、審査を受けて認可されます。しかし、内容がすべて均一かというところではなく、県の認可を受けても園の運営の仕方など異なる点があるのが現状です。また、個別に保護者から直接意見を受けることがあり、市が意見を伺ったうえで園と調整する場合があります。保護者のご意見を伺う場の設定を検討することも必要と感じました。

委員 : 小規模保育施設が増えており、大和市の熱心な取り組みも伺えるが、そこには必ず質の問題がついてくる。特に家庭的保育などは認可保育所とは異なり質の問題があるほか、従事者の資格の問題もある。この点は、保育ママなど制度が多岐に渡るため難しさがある。また、サービスと保育の質は違うということを押さえておかなければならない。サービスは制度的な枠組みであり、中が質である。幼稚園や保育所がいろいろなことを行えば質が高いのかと言えばそうではない。質は中身の問題であり器は作ったが中身が薄ければ良いとはいえない。子どものための保育はどうあるべきか保育の質の向上が大切になってくる。議論のときには制度の枠なのか中なのかを押さえていくことが重要と考える。

委員 : 仕事と子育ての両立について、仕事をしていくなかで、どうしても休めない時に子どもの具合が悪くなることもある。そのようなとき病児病後児の対応をしていただけるファミリーサポートセンター事業は大変有効であり、需要も多いため、さらなる充実をお願いしたい。

委員 : 保育の質の充実については、保育士も幼稚園教諭も研修することが定められているが、時間的にも財政的にもゆとりがなく、十分でないと感じる。大和市独自に研修受講に対する支援をすることで保育の質や内容の充実が図られると思う。

委員 : 今年度から、幼稚園では市から独自に支援していただくことになった。幼稚園に関してはこれまでは夏休み春休みなど時間もとれたが、預かりが始まりなかなか時間も取れなくなってきており、どちらかと言えばお金より時間を作る必要があると感じている。

委員 : 時間を作るために人を充実することが必要で、結局は人件費などお金でその部分は解決していけるものとする。保育士や教諭も安心して研修が受けられるのではないかと。

委員 : 大和市では年1回の監査があり、認可保育所に関する監査の視点は、日誌や会議録が揃っているかなど運営面が主となる。監査の結果は大きく分けて「文書指摘」と「口頭指導」がある。文書指摘となると補助の停止など影響が大きい。保育の面、保育の質については内容も見るのだが文書指摘はほとんどない。保育の質についても文書指摘とするようなこととなれば質の確保につながるのではないかと。

委員 : まずは、自己点検評価があり、併せて第三者評価がある。幼稚園、保育園それぞれの評価項目に即して、規程に則っているかどうかなど、自ら探していくことが大切である。

委員 : 幼稚園では第三者評価は義務付けされている。保護者が幼稚園を選ぶうえでの基準となるため、努力が必要となる部分である。

委員 : 大学は7年に1回の第三者評価が義務付けられている。文科省の認証を取った機関で評価を受け、評価結果は公表する。

会長 : ファミリーサポートについてはどうしても勤務を休めないという方の利用がある。しかし、病児・病後児に関しては基本的には市内在住に限られており、今後の課題である。勤務先の近くのファミリーサポートセンターを使いたい、という問い合わせはある。

それでは、引き続きまして(2)－①「外出しやすいまちづくりの推進」と(2)－②「子どもの安全の確保」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

代理 : 子どもの安全の確保に関して、防犯カメラの効果が取り上げられており、犯罪の抑止にもつながると言われる、しかし、今回の大阪の事件などを見ても、結果的には事後となってしまう印象が否めない。自治会や老人会など地域での登下校を含めた見守り活動をもっと評価すべきと考える。

委員 : 大和市では各地域で活性化会議による夜間の見守り活動も行われているが、真夜中の見守りは難しい。しかし、「大人が見ているんだよ」という意識付けにはなっている。また、小学校では近隣に声をかけて何かあったら警察への連絡をお願いしている。

会長 : 引き続きまして(3)－①「医療体制の整備・充実」と(3)－②「子どもと親の健康管理」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

医療機関では土曜日は午前中だけの診療が多く、救急の対応は夜間であり午後の空白の時間帯がある。

委員 : 平日も8時からの救急体制となっており空白の時間が生まれている。

会長 : 空白の時間を無くすべく体制を充実してほしい。

- 会長 : 引き続きまして (3)－③「食育の推進」と(4)－①「生きる力の育成に向けた教育環境の充実」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : 食育の推進について、以前は食育に力を置いてきた時代もあったが、昨今、幼稚園や小学校の現場では時間が取りづらく、食育まで力を入れて行う状況は聞こえてこない。食は成長の重要な要素となるので、保育園を含め、教育の中でどのように時間を割いていくか、大和市として特別の時間を取るなど余裕をもって進めることができるようさらなる取り組みをお願いしたい。
- 委員 : 学校における食育教育は栄養面もあるが、給食を作る調理士と児童を結びつけ献立や調理の大変さを伝え、食べ残しを無くそうという面が大きい。また、近年はアレルギーを持つ児童も多く、指導の難しさがある。大和市では中学校まで給食があり、この点では恵まれた環境であると思う。
- 教育環境の充実については電子黒板が整備され、前の授業の最終の黒板の状態を次の授業の最初に写し出すなど、授業の連続性や特徴のある指導が可能となっている。学校図書館も施設整備とともに学校司書が配置され機能が十分に整備されている。
- 委員 : 「生きる力の育成に向けた教育環境の充実」という目標はとても幅広く、言いたいことがつかみにくい。内容はというと学校教育の整備となっている。「学校教育の充実」や「教育環境の充実」などとした方が良いのではないか。
- 「教育環境の充実」では学校教育以外ではどのような場面を考えているのかお聞きしたい。
- 事務局 : 「生きる力の育成に向けた教育環境の充実」は個別目標としておりますが、国の策定の指針に一つの目標として記載されているものです。
- この計画の属する福祉の分野で、教育そのものを充実しますとストレートに表現することはできないので、このような言い方となったものです。実際に計画に記載されたものとしては、教育現場における食育や教育機器の充実といった教育環境の整備と側面的な支援を上げております。その他、生きる力の育成に向けたものとしては、青少年の健全育成事業があり、様々な体験をすることで学校教育のみならず人間性・社会性・個性を発達させていくものとして、こども体験事業を昨年度から実施しております。このほか青少年の健全育成事業として行っているものが教育現場以外で行われる事業としては該当するものと思います。
- 委員 : 市内ではみどり財団さんなど子どもたちを対象とした自然教育やボランティアなど多くの関係機関が活動されている。このように大和市全体でいろいろな団体さんが行っている自然教育やボランティアの健全育成事業を総合的に盛り込んでいくことが良いのではないか。

- 会長 : 引き続きまして (4)－②「思春期保健対策の充実」と(4)－③「多様な体験活動の充実」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : なし
- 会長 : ご意見無いようでしたら引き続きまして (4)－④「子どもの居場所づくりと健全育成」と(4)－⑤「次代の親の育成」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : 放課後児童クラブの保育の質については課題が多い。本年4月に6年生まで受け入れ学年が上がり受け入れ人数も増えているなかで、学童保育自体が発展途上であり、指導員の待遇に差がある。東京では年収800万円の例もみられるなかで、県内では横浜が高く月20万円などあるが、最低賃金のなかでの就労も見受けられるなど一定の基準が見られない。
- 保育に関しては、個人的な経験からいくと、高学年の方が難しく、学校の中でも比較的目を配り、気にかけていなければならないような児童も多い、信頼関係を築くことが大切である。私自身子どもの中学生時代の子育てにおいて、学童保育時代のつながりに助けられた経験がある。地域とのつながりもここを起点に作られていた。
- 運営方法については、保護者参加型の運営方法もあるが、大和市は公設が多く運営に参画することは難しい。共有することが大切だが方法によっては保護者が単なるクレーマーとなる。子どもと支援員と親の三者の信頼関係を築くことが困難ではあるが大切である。
- 寺子屋事業も始まっているが、生活の安定しないところでの「学習」はないと考える。そういった面からも児童クラブの充実に取り組みさせていただければと思う。
- 委員 : この問題については、前のスタッフのときにも話をしたが、幼稚園や保育園で待機の問題を抱えている状況が何年か後には上にスライドする。と話してきた。
- 聞いたところでは、指導員の方は先生ではないから叱るに叱れない。「ここは学校じゃないでしょう」と子どもも言うそうです。学年が上がれば人間関係も複雑化する。保護者の対応も大変かと思う。
- 事務局 : 放課後児童クラブは4月から対象を小6まで拡大しておりますが、高学年の保育は公立では初めてですので、先行して実施している民営の児童クラブを参考に連携を取りながら進めていきたいと考えております。また、保育園・幼稚園を整備して利用する児童が増えれば、当然、小学校に進学した際には児童クラブを利用する児童も増える。このことを前提に子ども・子育て支援事業計画では定数の確保を計画しているところでございます。児童の安全の確保についても低学年だけの場合と比べ危険度も高くなるとおられますので支援員の研修等についても重点的に進めたいと考えております。

- 委員 : 寺子屋やまとと放課後子ども教室が来年度拡大すると思われる。週3日は放課後寺子屋やまとで学習し、子ども教室で遊ぶという形が4時半まで全学年で行われる。今は、児童クラブの児童は参加しないこととなっているが、この夏休みに、10日間、2時間は寺子屋へ行って良いと変更となり実施された。この実績によって、来年度以降寺子屋への参加を希望する保護者が増加すると思われる。児童クラブの児童の動きが複雑化して行方が分からなくなるようなことが起きないように対応を図ってほしい。子どもの安全と居場所の確保が確実にできる体制を構築してほしい。
- 事務局 : この夏休み、寺子屋に児童クラブの児童が参加できる仕組みを初めて作りました。保護者からの要望が多かったことや夏休みの寺子屋の時間が明確に決まっていることもあり、急遽検討し参加を可能としたものです。今回、実施をしたことでいくつかの課題が見えてきました。児童クラブとひろばと寺子屋、就労支援・安心して過ごせる場所・学力向上とそれぞれ趣旨が違うものではありますが、今後、児童クラブの児童が安全に参加できる仕組みを教育部と検討していきたいと思えます。
- 委員 : 3つの事業の管轄が異なることが問題であり、事を難しくしている。相互の参加を可能とした場合には、何か起こったときに誰が保護者に連絡するのか、今後事業を進めるうえで整理が必要であり、検討をお願いする。
- 会長 : 他にご意見ありますでしょうか。
ご意見無いようでしたら引き続きまして(5)ー①「子どもの権利擁護、児童虐待防止策の充実」と(5)ー②「いじめ・不登校児童生徒への支援」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。
- 委員 : いじめ・不登校について、「教育現場で早期発見に努めてくださいと」評価がありますが、国内で起こる事例をもとに対策はとっていても、「いじめ」と捉える尺度が非常に難しい。なにか事件が起こってからでは遅いので、ぜひとも公表できることは公表し大人も子どもも先生もいじめとはどういうものか判断できるよう、皆で事例を共有し・オープンにすることは重要である。
- 会長 : 養育支援に関してだが、報告によれば毎年ネグレクトの件数が増えている。悲しい事件がおこらないよう願うが、大事に至る手前の水際でとどまっているというような気がする。そして一歩間違えば事件となってしまうかと毎日気が気ではない。様々な虐待防止のための事業により関係機関が連携し、予防としてできることを最大限行うことが必要であり、市としても最大の努力をしてほしい。
- 委員 : いじめ問題には真剣に取り組まなければならない。この問題は他のいくつかの項目にも関連しており、特に子どもの権利擁護との関連がある。まさに小さい乳幼児期からの教育が大切である。こどもを人として見ていくという心を育てなければ水際だけでは対処しきれない。事件が起きるとクローズアップされ話題となり、そのたびに対策はとるが、悪い言い方をす

ればイタチごっことなり、根本的な改善につながるのか疑問である。命を尊重する気持ちをどのように育てるか、それこそ大和市がやっていくべきところであると思う。

委員 : いじめに関しては、目の前で暴力という形ではなく、表面上見えなくなっている。表面上は仲良くしているが家に帰ってからネットを利用するケースなど、指導していても分かりづらく、学校現場での発見よりも保護者の気づきから動き出すということが増えてきており、大きな課題と捉えている。いろいろな知恵をいただきながら現場でも精一杯取り組んでいきたいところである。ただ、表に見えなくなっている現状は難しさを感じている。

委員 : 労働安全衛生の中にメンタルヘルスがあり、パワハラやマタハラなどについていろいろな切り口で労働安全衛生局や他の団体が事例を公表してくれている。しかし、子どものいじめに関しては、教育現場や他の集まりで説明はするが大人の世界にあるような「これはいじめだよ」といった事例のアナウンスは無い。大人の世界にある仕組みを子どものいじめに関する仕組みに取り入れ、皆で情報を共有することも防御の方策の一つと思うので、検討の一つとしてほしい。

委員 : 子どもにもプライドがあり、「自分はいじめられているよ」とはなかなか言えないのではないか。ちゃんと話せる環境が必要ではないか。

委員 : サラリーマンの場合も同様で、ハラスメントを受けているかどうか本人が気づかない場合でも、回りが気づいてあげることができる。相談を受けたり夜眠れないなど、ある基準があってメンタルヘルスになる直前で産業医に勤めるといった手段がある。誰が気づくか誰がサポートしてあげられるか、まずはどういうものがいじめなのか、幼いところから教育を始めることが重要である。

事務局 : ただいまのご意見につきましてははすぐに答えが出るというものではないと思いますが、そのような意識を教育場面だけではなく保育施設・認可保育所と幼稚園、そして新たにできた認定子ども園で進めてほしい。認定子ども園の中には保育・教育の2面性を持った教育を有資格者が実施し、道徳的指導など入ってくるものではないかと考えております。これまでのようにそれぞれの分野で考えてもなかなか答えが見つからないものにつきましては、このような会議の中で、忌憚のないご意見をいただきながら発信していきたいと考えております。

会長 : 他にご意見ありますでしょうか。

ご意見無いようでしたら引き続きまして (6)ー①「障がいのある子どもと家庭への支援」と(6)ー②「ひとり親家庭への支援」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員 : 昨今、医療の進歩もあって、医療機器をもって在宅に戻るお子さんが増えている。口腔内吸引や気管切開、導尿などの例がある。ところがここの

ところ、経済が厳しく父親の収入だけでは生活出来なく保育所に入所させたいという家庭からの相談も複数ある。お母さんも働かなければならないが、働くとなるとお子さんを預ける先が無い。お子さんの病状が安定していたこともあり、市外の施設で受け入れていただいたケースがあった。その施設は複数の市から同じような事例の通園があり一定数以上の受け入れが困難となっている。

市内にも昨年、医療的ケアの必要な児童を受け入れる通所施設ができたのだが、需要が多いことから受け入れに制限がある。また、学校入学にあたっては教育委員会で就学相談があるが、幼稚園を探すにあたり同じようなシステムは無く、自分で探さなければならないため、そこで断られることで心が傷つくこともある。幼稚園就園に関する相談窓口もあると良いと思う。

- 委員 : そのような方への対応として居宅訪問型保育事業が子育て支援法にあり、地域型保育給付の対象事業となっていると思うが、大和市ではどのように進めているか。
- 事務局 : 居宅訪問型保育事業を含めた地域型保育事業であります。小規模保育事業につきましては、現在、公募をしています。そのほかの居宅訪問型事業や家庭的保育事業、事業所内保育事業は随時、事業者を募集しており、事業実施の意向があれば相談を受ける体制を整えています。具体的には応募が無い状況です。
- 委員 : 応募が無ければ始まらないということでしょうか。
- 事務局 : 事業者の意向に基づいて、進められるものと考えております。
- 委員 : 医療行為が必要であったり、自閉症であったり、施設として受け入れが難しいケースは存在し年々増加している。断るのは心が痛むが、受け入れが困難であることは確かである。一方、グレーゾーンといわれるケースも年々増加しており、受け入れ先を探しまわる場合もあるようだが、やはり受け入れは困難である。
- 会長 : 働きたいという意向は、経済的な理由だけではない。「外に出たいので、その間預かってほしい」とのニーズは以前からファミリーサポートセンターにも相談があるがハードルが高いケースもあると思う。
- 事務局 : すくすく子育て課の発達支援担当には療育に関する専門職として臨床心理士、言語聴覚士、保育士がおり、母子の訪問活動と連携して早期に支援を開始する仕組みがありますが、平成24～26年度に新規の相談が300件ほど増えている状況です。完全に障害があるということに限らずグレーゾーンと言われる方々の相談を含めて、言葉の遅れに関する相談が半数近くを占めており、また、社会性や子どもたちの輪に入れないといった相談が全体の3分の2を占めており、相談内容として増加しています。グレーゾーンの定義は難しいが、平成24年度に自立支援法が改正され、ハ

ードルが下がり、サービスが受けやすくなったことも要因として考えられます。

会長 : 他にご意見ありますでしょうか。

ご意見無いようでしたら引き続きまして (6)－③「外国人家庭への支援」についてご意見やご質問がありましたらお願いします。

委員 : 関係する保育園の保護者でいずれかが外国籍という方が多く、特に母が外国人で日本語に慣れていない場合、園からの連絡がうまく伝わらず保育園も困っているケースがあるようだ。例えば、夏休みに連絡も無く何日も休園するような例もあると聞いたが、同様の例が他の園にもあると思う。保育園のおたよりにはルビはふってあるが必ずしも父親が読むとも限らないので、定例的に通知するものであれば翻訳することも可能であり、コミュニケーションツールとしての翻訳支援サービスを保育園側に周知活用することも有効と考える。

事務局 : 国際化協会が個別の相談等に応じスタッフを派遣することは行っています。これらのサービスについて保育園に情報提供することは可能です。

委員 : 大和市は外国籍住民が多く、人権の問題を含めて市はしっかりやってほしいと思う。大学受験においても母親が日本語を理解できないような場面が見受けられる。家庭では母国語を使っているのか、学校のオープンキャンパスでは、受験生本人が母親に説明している様子も見られた。こうした生徒さんが社会に出ることや大学に進学するなどを実現するためにも市としてのサポート体制を充実してほしいと思う。

会長 : 他にご意見ありますでしょうか。

ご意見無いようでしたら次に「大和市次世代育成支援行動計画の評価結果について」説明をお願いします。

事務局 : 資料1－3「大和市次世代育成支援行動計画の評価結果について」について説明。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価等について

会長 : (2) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価等について事務局よりお願いします。

事務局 : 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価等について説明

会長 : 委員のみなさまから何かありますでしょうか。

委員 : なし

(3) その他 ・「こども一る」の新設について

会長 : (3) その他・「こども一る」の新設について事務局よりお願いします。

事務局 : 「こども一る」の新設について説明

委員 : 民間施設において開催するとのことですが、市内にいくつかある市や財

団が運営する施設を活用すること検討されたのか。また、今回の選択のポイントとなった点は何か。

事務局 : 現在、大和市のこども一る事業は商業施設で実施していますが、事業自体は公共施設でもよいこととなっています。現在実施している北部および中部の2か所につきましては無償で場所の提供を受けており、そこでのメリットは、買い物に合わせ気軽に利用できることが好評を得ているところです。南部においても数年来、事業者と調整をしてきましたが、条件が合わないことでこれまで実施に至りませんでした。この度、高座渋谷のイオン大和店においてわいわいパークのリニューアル実施すること、地域貢献として、有料ではあるが開放するという事業を実施する旨の情報を受け、こども一るを検討してほしいと打診したところ、協力が得られたものです。

会長 : 現在の実施場所は、小さいお子さん連れで車を利用するお母さんも多く、駐車場があり車で行きやすく、雨の日でも天候に左右されない点がある。また、買い物に併せて利用できるハードルの低い施設となっているなど利点が考えられる。

会長 : 他にご意見等ありますでしょうか。

委員 : なし

会長 : 無いようでしたら、以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたします。

4 閉会

佐川職務代理よりあいさつ。

長時間に渡るご審議ありがとうございました。1次評価を受けての2次評価をお願いしましたが、多岐にわたる項目で大変な作業であったと思います。各委員の皆様からの意見を拝見し、また会議での活発な意見を受け、現場あるいはご専門の立場から様々な思いを受け取ることができました。本日は平成26年度の評価ではございましたが、出された意見は今後の課題も多く含んだものとなっており、会議のなかでより良い道筋をつけていけたらと思います。また、医療的なケアを必要な子どもさんですとか外国籍の子どもさんなど、これまでではどちらかというマイナリティーの課題と思われていたものが大和市全体の課題として取り上げるべき対応となっていると実感しました。次回以降の会議で新しい制度の評価についてご審議いただければと思います。

本日は長時間に渡りありがとうございました。

以上